（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること（(イ)において同じ。）。

（注３）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注４）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

（注５）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注６）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注７）　(E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。この場合において、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。

（注８）　備考の欄は、イの（注７）(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。

（注９）　(F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第５条第１項第２号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

（注10）　(G)の欄は、法第５条第１項第２号及び第３号に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。

（注11）　(F)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が３分の２を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。

（注12）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(イ)　申請者が上場会社等である場合

区　　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(F)							
合　　計								